

令和6年8月8日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、開示された司法行政文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

津地家裁の庁舎建て替え工事に関して、津地家裁から寄せられた意見の内容、及びこれに対する最高裁判所の考えが書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年6月20日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）。

(2) 原判断で開示した文書以外にも本件開示申出に係る文書は作成又は取得しているものの、意思決定の途中の段階で作成した文書であり、その記載内容に照らして短期保有文書として既に廃棄済みであったため、開示申出日時点において、原判断で

開示した文書以外の文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。